（別紙１－１）

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等		適用開始日
各サービス共通						地域区分	１．一級地　２．二級地　３．三級地　４．四級地　５．五級地 ６．六級地　７．七級地　２０．その他	
地域相談支援	地域移行支援					施設区分	１．Ⅱ　２．Ⅲ　３．Ⅰ	
						虐待防止措置未実施	１．なし　２．あり	
						業務継続計画未策定（※15）	１．なし　２．あり	
						情報公表未報告	１．なし　２．あり	
						居住支援連携体制	１．非該当　２．該当	
						ピアサポート体制	１．なし　２．あり	
						地域生活支援拠点等	１．非該当　２．該当	
						地域生活支援拠点等機能強化体制	１．なし　２．あり	
	地域定着支援					虐待防止措置未実施	１．なし　２．あり	
						業務継続計画未策定（※15）	１．なし　２．あり	
						情報公表未報告	１．なし　２．あり	
						居住支援連携体制	１．非該当　２．該当	
						ピアサポート体制	１．なし　２．あり	
						地域生活支援拠点等	１．非該当　２．該当	
						地域生活支援拠点等機能強化体制	１．なし　２．あり	
相談支援	計画相談支援					相談支援機能強化型体制	１．なし　２．Ⅱ　４．Ⅰ　５．Ⅲ　６．Ⅳ	
						虐待防止措置未実施	１．なし　２．あり	
						業務継続計画未策定（※15）	１．なし　２．あり	
						情報公表未報告	１．なし　２．あり	
						行動障害支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						要医療児者支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						精神障害者支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						主任相談支援専門員配置	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						ピアサポート体制	１．なし　２．あり	
						地域生活支援拠点等	１．非該当　２．該当	
						地域体制強化共同支援加算対象（※13）	１．なし　２．あり	
						地域生活支援拠点等機能強化体制	１．なし　２．あり	
						高次脳機能障害支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
	障害児相談支援					相談支援機能強化型体制	１．なし　２．Ⅱ　４．Ⅰ　５．Ⅲ　６．Ⅳ	
						虐待防止措置未実施	１．なし　２．あり	
						業務継続計画未策定（※8）	１．なし　２．あり	
						情報公表未報告	１．なし　２．あり	
						行動障害支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						要医療児者支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						精神障害者支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						主任相談支援専門員配置	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	
						ピアサポート体制	１．なし　２．あり	
						地域生活支援拠点等	１．非該当　２．該当	
						地域体制強化共同支援加算対象（※7）	１．なし　２．あり	
						地域生活支援拠点等機能強化体制	１．なし　２．あり	
						高次脳機能障害支援体制	１．なし　２．Ⅱ　３．Ⅰ	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等	適用開始日

※1　多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員規模」には利用定員の合計数を設定する。
ただし、以下の報酬については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算、地域移行支援体制加算
自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・就労移行支援体制加算
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分」には、以下の内容を設定する。
生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。
（生活介護において、主として重症心身障害児者を受け入れる多機能型事業所の場合、事業所全体の利用定員に応じて設定する）
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員規模」と「多機能型等定員区分」が同一の場合、「多機能型等定員区分」は設定しない。

※2　「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3　18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※4　「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※5　「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※6　就労移行支援について、令和6年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
就労移行支援（養成）について、指定を受けた日から3年（修業年限が5年の場合は5年）を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。

※7　「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上（一体的な運営が行われている場合）」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※8　「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

※9　居宅介護について、「特定事業所（経過措置）」欄は、特定事業所が「2. Ⅰ」、「4. Ⅲ」、「5. Ⅳ」の場合に設定する。

行動援護について、「特定事業所（経過措置）」欄は、特定事業所が「2. Ⅰ」、「3. Ⅱ」、「4. Ⅲ」、「5. Ⅳ」の場合に設定する。

※10　「地域移行等意向確認体制未整備」欄は、令和8年4月1日以降の場合に設定する。

※11　施設区分が「3. 生活訓練（宿泊型）」の場合、「身体拘束廃止未実施」欄は、「1. なし」、「2. あり」を設定する。また、「2. あり（障害者支援施設以外）」を「2. あり」と読み替える。

※12　「夜間看護体制（看護職員配置数）」欄は、看護職員１名の配置に加え、さらに1名以上配置している場合、その人数を設定する。
例. 看護職員配置数が1名の場合、「夜間看護体制（看護職員配置数）」欄は、未設定もしくは「0」を設定する。
看護職員配置数が3名の場合、「夜間看護体制（看護職員配置数）」欄は、「2」を設定する。

※13　「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。

※14　「常勤看護職員等配置（看護職員常勤換算員数）」欄は、小数点以下を切り捨てた人数を設定する。

※15　以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

※16　就労選択支援について、「業務継続計画未策定減算」欄は、令和9年4月１日以降の場合に設定する。

※17　「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. Ⅴ」を設定しない。

※18　「福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）区分」欄は、福祉・介護職員等処遇改善加算対象が「6. Ⅴ」の場合に設定する。

※19　以下のサービスについて、指定障害者支援施設にて支援を行う場合、「福祉・介護職員等処遇改善加算」欄は「1. なし」、「2. Ⅰ」、「4. Ⅲ」、「5. Ⅳ」、または「6. Ⅴ」を設定する。
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労移行支援（養成）、就労継続支援A型、就労継続支援B型

※20　以下のサービスについて、指定障害者支援施設にて支援を行う場合、「福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）区分」欄は「1. Ⅴ(1)」、「2. Ⅴ(2)」、「5. Ⅴ(5)」、「7. Ⅴ(7)」、「8. Ⅴ(8)」、「10. Ⅴ(10)」、「11. Ⅴ(11)」、「13. Ⅴ(13)」、または「14. Ⅴ(14)」を設定する。
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労移行支援（養成）、就労継続支援A型、就労継続支援B型

※21　※旧型記載の区分（3、4、11、12）については旧人員配置区分を選択していた事業所に対して、令和6年報酬改定における激変緩和の措置でみなし区分として残存するもの。
現在、旧型区分を選択している場合は、現行の区分へ変更すること。（旧型区分については令和8年3月まで存置する予定。）